

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	北陸財務局長	
【提出日】	平成30年2月19日	
【会社名】	アルビス株式会社	
【英訳名】	ALBIS Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大森 実	
【本店の所在の場所】	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地	
【電話番号】	0766(56)7200(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 吉川 透	
【最寄りの連絡場所】	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地	
【電話番号】	0766(56)7200(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 吉川 透	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当	1,946,288,200円
	一般募集	3,432,136,500円
	オーバーアロットメントによる売出し	536,770,600円
	<p>(注) 1 その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成30年2月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>2 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成30年2月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>3 売出金額は、売出価額の総額であり、平成30年2月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>	
【安定操作に関する事項】	<p>1 今回の募集(一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。)及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。</p> <p>2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。</p>	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,684,500株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成30年2月19日(月)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、公募による新株式発行に係る募集株式数593,200株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数498,100株(以下、公募による新株式発行に係る募集及び公募による自己株式の処分に係る募集を併せて「一般募集」という。)並びにその他の者に対する割当(以下「その他の者に対する割当」という。)593,200株の合計であります。一般募集のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、163,600株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。これに関連して、当社は平成30年2月19日(月)開催の取締役会において、一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式163,600株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本第三者割当増資について」をご参照ください。

4 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。

5 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成30年2月27日（火）から平成30年3月2日（金）までの間のいずれの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け（一般募集）」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額（発行価格）の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

（1）【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当				
その他の者に対する割当		593,200株	1,946,288,200	973,144,100
一般募集	新株式発行	593,200株	1,865,613,000	932,806,500
	自己株式の処分	498,100株	1,566,523,500	
計（総発行株式）		1,684,500株	5,378,424,700	1,905,950,600

- （注）1 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。その他の者に対する割当の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」をご参照ください。
- 2 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。なお、一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成30年2月9日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】（一般募集）

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）1、2	未定 （注）1	100株	自 平成30年3月5日(月) 至 平成30年3月6日(火) （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	平成30年3月9日(金) （注）3

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成30年2月27日（火）から平成30年3月2日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、前記「(1) 募集の方法」に記載の一般募集の資本組入額の総額を前記「(1) 募集の方法」に記載の一般募集における新株式発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.albis.co.jp/ir/release.html>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成30年2月26日（月）から平成30年3月2日（金）までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成30年2月27日（火）から平成30年3月2日（金）までとしております。

したがって、

発行価格等決定日が平成30年2月27日（火）の場合、申込期間は「自 平成30年2月28日（水） 至 平成30年3月1日（木）」、払込期日は「平成30年3月6日（火）」

発行価格等決定日が平成30年2月28日（水）の場合、申込期間は「自 平成30年3月1日（木） 至 平成30年3月2日（金）」、払込期日は「平成30年3月7日（水）」

発行価格等決定日が平成30年3月1日（木）の場合、申込期間は「自 平成30年3月2日（金） 至 平成30年3月5日（月）」、払込期日は「平成30年3月8日（木）」

発行価格等決定日が平成30年3月2日（金）の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますので、ご注意ください。

- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所（一般募集）へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし
ます。
- 5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞ
れ振替充当します。
- 6 申込証拠金には、利息をつけません。
- 7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成30年2月27日（火）の場合、受渡期日は「平成30年3月7日（水）」

発行価格等決定日が平成30年2月28日（水）の場合、受渡期日は「平成30年3月8日（木）」

発行価格等決定日が平成30年3月1日（木）の場合、受渡期日は「平成30年3月9日（金）」

発行価格等決定日が平成30年3月2日（金）の場合、受渡期日は「平成30年3月12日（月）」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口
座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】（一般募集）

後記「3 株式の引受け（一般募集）」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店
並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】（一般募集）

店名	所在地
株式会社北陸銀行 本店営業部	富山県富山市堤町通り一丁目2番26号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

(5) 【募集の条件】（その他の者に対する割当）

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	100株	自 平成30年3月5日（月） 至 平成30年3月6日（火） (注) 1	該当事項はあ りません。	平成30年3月9日（金） (注) 1

(注) 1 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2) 募集の条件（一般募集）」において決定される発
行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一とします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、
その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

2 全株式を三菱商事株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所（その他の者に対する割当）へ申込みをし、払込期日に後
記払込取扱場所（その他の者に対する割当）へ発行価格を払込むものとします。

(6) 【申込取扱場所】（その他の者に対する割当）

店名	所在地
アルビス株式会社 本社	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地

(7) 【払込取扱場所】（その他の者に対する割当）

店名	所在地
株式会社北陸銀行 本店営業部	富山県富山市堤町通り一丁目2番26号

3【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,091,300株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所(一般募集)へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計		1,091,300株	

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
5,378,424,700	23,972,000	5,354,452,700

- (注) 1 払込金額の総額(発行価額の総額の計)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分並びにその他の者に対する割当に係るそれぞれの合計額であります。
- 2 一般募集の引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の計)は、平成30年2月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額5,354,452,700円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限511,857,000円と合わせて、手取概算額合計上限5,866,309,700円について、5,110,000,000円を平成31年3月末までにアルビスプロセスセンター(注)の新設に係る設備資金に、756,000,000円を平成31年9月末までに中部地域への新規出店2店舗に係る設備資金の一部に、残額が生じた場合は平成31年3月末までに長期借入金の返済に充当する予定であります。なお、実際の支出までは当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

(注) 現在店舗で行っている精肉加工と惣菜商品化を集中生産するための工場です。アルビスプロセスセンターにより店舗の生産性の向上や全社的なコストダウンが図られ、今後の店舗拡大に対応する機能を備える予定です。

当社グループの設備投資計画は、平成30年2月19日現在、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	事業の部門	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
アルビス(株) アルビスプロセスセンター	富山県射水市	スーパーマーケット部門	精肉加工・惣菜製造工場建設	5,194,000	84,000	増資資金、自己株式処分資金、自己資金及び借入金	平成29年12月	平成31年4月	年間店舗売上高1,200億円に相当する精肉加工及び惣菜製造能力を有する9,990㎡
アルビス(株) 美濃加茂店 (仮称)	岐阜県美濃加茂市新池町	スーパーマーケット部門	店舗新設	870,000	-	増資資金、自己株式処分資金、自己資金及び借入金	平成30年6月	平成31年4月	2,120㎡
アルビス(株) A店 (仮称)	岐阜県東濃地区	スーパーマーケット部門	店舗新設	910,000	-	増資資金、自己株式処分資金、自己資金及び借入金	平成30年11月	平成31年7月	2,120㎡

(注) 完成後の増加能力については完成後の店舗の売場面積及びアルビスプロセスセンターの敷地面積を記載しております。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	163,600株	536,770,600	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案して行われる、一般募集の主幹事会社であるS M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.albis.co.jp/ir/release.html>）（新聞等）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されません。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成30年2月9日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自 平成30年3月5日(月) 至 平成30年3月6日(火) （注）1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	S M B C 日興証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所		

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件（一般募集）」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件（一般募集）」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、163,600株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、平成30年2月19日（月）開催の取締役会において、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資（本第三者割当増資）を行うことを決議しております。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成30年3月22日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。

（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注） シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成30年2月27日（火）の場合、「平成30年3月2日（金）から平成30年3月22日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成30年2月28日（水）の場合、「平成30年3月3日（土）から平成30年3月22日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成30年3月1日（木）の場合、「平成30年3月6日（火）から平成30年3月22日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成30年3月2日（金）の場合、「平成30年3月7日（水）から平成30年3月22日（木）までの間」

となります。

2 本第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成30年2月19日(月)開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式163,600株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件(一般募集)」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 払込期日は、平成30年3月27日(火)とします。

3 ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である大森実及び笹田悦朗は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)を売却等しない旨を合意しております。

また、その他の者に対する割当の割当先である三菱商事株式会社は、S M B C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、その他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。なお、三菱商事株式会社の当社普通株式の保有方針は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」をご参照ください。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対してロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(その他の者に対する割当及び本第三者割当増資に係る新株式発行、株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

4 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成30年2月19日(月)開催の取締役会において三菱商事株式会社を割当先とする当社普通株式593,200株のその他の者に対する割当を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、三菱商事株式会社との協業関係を継続及び深化させるためにその他の者に対する割当を行うものであります。その他の者に対する割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮にその他の者に対する割当が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、三菱商事株式会社を割当先とするその他の者に対する割当も中止いたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	三菱商事株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 平成28年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月23日 関東財務局長に提出	
		四半期報告書 事業年度 平成29年度第1四半期 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月10日 関東財務局長に提出	
四半期報告書 事業年度 平成29年度第2四半期 (自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月14日 関東財務局長に提出			
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数 (平成29年9月30日現在)	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している提出者の株式の数 (平成29年9月30日現在)	割当予定先は795,240株(当社発行済株式総数の10.06%)を保有しており、割当予定先の関係会社は139,000株(当社発行済株式総数の1.75%)を保有しております。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
	人事関係	当社は、割当予定先より役員の派遣を受け入れております。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、記載すべき人的関係はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社は、割当予定先の関係会社と営業取引を行っています。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、記載すべき取引関係はありません。	

c . 割当予定先の選定理由	<p>割当予定先である三菱商事株式会社と当社は、食品リテイル分野において、両者が有する経営資源、国内外の販売・拠点ネットワーク等を活用し相互の企業価値向上を果たすため、平成28年11月11日付で包括的業務提携契約を締結しております。</p> <p>割当予定先は、当社の筆頭株主及び主要株主であり発行済株式総数の10.06%を所有しております。割当予定先と当社は、平成28年11月11日付で資本提携協議の開始に関する契約書を締結し、協議を進めてきた結果、今回、出資比率を約15%とすることに合意いたしました。当社としては、引き続き、割当予定先グループが有する国内外での原材料調達力、商品開発力、食品物流ノウハウ等のリソースを活用し、他地域への展開の加速化、業務効率化による利益率向上等に向けた協業関係を継続及び深化させるために出資比率を約15%に高めることが更なる企業価値向上の実現に繋がると判断し第三者割当増資の割当予定先といたしました。</p>
d . 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 593,200株
e . 株券等の保有方針	<p>割当予定先は、保有する株式及び割当により取得する株式を中長期的に保有することを予定しています。当社は割当予定先との間におきまして、払込期日より2年間において、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を締結する予定です。</p> <p>なお、割当予定先は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、その他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。</p>
f . 払込みに要する資金等の状況	<p>当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が平成29年11月14日に関東財務局長に提出した平成29年度第2四半期報告書に記載の財政状態及び経営成績を確認した結果、割当予定先が割当株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。</p>
g . 割当予定先の実態	<p>割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が同取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、割当予定先が反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。</p>

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

上記のその他の者に対する割当の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当し、当社において適切な決定方法であると判断しております。したがって、その他の者に対する割当は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成30年2月19日(月)開催の取締役会において、出席監査役3名全員(うち社外監査役2名)が適法である旨意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

その他の者に対する割当により発行される株式数は593,200株(議決権の数5,932個)であり、平成29年9月30日現在の当社の発行済株式総数7,905,926株に対する割合は7.50%(平成29年9月30日現在の総議決権数74,015個に対する割合は8.01%)に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本第三者割当増資により発行又は処分される合計株式数は最大1,848,100株(議決権の数最大18,481個)であり、平成29年9月30日現在の当社の発行済株式総数7,905,926株に対する割合は最大23.38%(平成29年9月30日現在の総議決権数74,015個に対する割合は最大24.97%)に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、アルビスプロセスセンターの建設資金、未進出地域である中部地域への新規出店に係る設備資金へ充当する予定であり、これは、当社グループの収益力向上を通じた企業価値の向上及び株主価値の増大に貢献するものと考え、今回の発行及び処分数量並びに株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、資金用途につきましては、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご参照ください。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号	795	10.74	1,388	15.01
アルビス共栄会持株会	富山県氷見市柳田字布尾山24番地	334	4.52	334	3.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	259	3.51	259	2.81
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り一丁目2番26号	250	3.38	250	2.70
大森 実	富山県射水市	213	2.88	213	2.30
アルビス社員持株会	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地	179	2.42	179	1.94
笹田 悦朗	富山県富山市	158	2.14	158	1.72
カナカン株式会社	石川県金沢市袋町3番8号	155	2.09	155	1.68
株式会社日本アクセス	東京都品川区大崎一丁目2番2号	144	1.95	144	1.56
株式会社富山第一銀行	富山県富山市西町5番1号	142	1.93	142	1.54
計		2,632	35.57	3,225	34.87

- (注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成29年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。また、当社は、平成29年9月30日現在、自己株式498千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.30%）を保有しておりますが、上記株主から除いております。
- 2 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年9月30日現在の所有株式数及び総議決権数に一般募集及びその他の者に対する割当による増加分を加味し、本第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.albis.co.jp/ir/release.html>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

（注）1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

・表紙の次に、以下の「1．会社概要」から「7．連結経営指標等」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。



always **l**ively **b**rightly **i**dentify **S**upermarket

常にいきいきと明るく、存在感のあるスーパーマーケットです

1. 会社概要

■ 会社概要

会社名	アルビス株式会社
本社所在地	富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地
設立	昭和43年12月23日
事業内容	食品小売業
資本金	2,896百万円(平成29年3月末日時点)
連結営業収益	77,891百万円(平成29年3月期実績)
従業員数	2,666名(平成29年3月末日時点) 注:平均臨時雇用者数との合計値です
代表者	代表取締役社長 大森 実

■ 企業理念

食を通じて地域の皆様の
健康で豊かな生活に貢献します

■ 経営理念

より新鮮でより美味しく安全な商品
をお値打ち価格でお届けします

2. アルビスとは



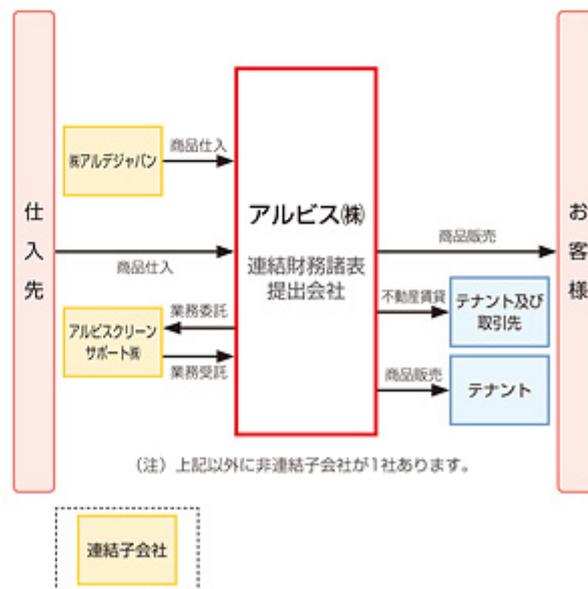
目指すのは
「地域一番の信頼と満足」

アルビスは、食を通じて豊かな生活を支えるパートナーとして、多様化するお客さまのニーズにお応えすることで成長してきました。私たちがいちばん大切にしていることは、お客さまに最高の満足をお届けすること。私たち売り手がつくり手と買い手をつなげ、食の安全・安心はもとより、自らの眼で選んだ新鮮で美味しいものをお届けすることで、お客さまの生活に寄り添い貢献できるお店になりたいと考えています。

3. 事業の内容

当社グループは、平成30年2月19日時点において、当社、連結子会社2社及び非連結子会社1社により構成されています。当社は、食品スーパーマーケットを主な事業としております。連結子会社株式会社アルデジャパンは惣菜品の製造、精肉加工及び豆腐商品類の製造を行っており、食品スーパーマーケットを補完する事業として位置付けております。

また、連結子会社アルビスクリーンサポート株式会社は、障がい者を雇用しリサイクル及びグループ内の各種業務を受託しております。



4. 5つの経営戦略

アルビスグループの更なる業容拡大を実現するため、当社は5つの戦略を掲げ、進めております。

店舗戦略

商品戦略

顧客戦略

人材戦略

基盤戦略

①店舗戦略

- ▶ 目指す店舗フォーマットの整備
- ▶ 岐阜にはじまる中部地区への出店

●店舗のモデル

小型店の最新モデル



布瀬店
2016年7月13日

標準タイプの最新モデル



大願寺店
2017年10月4日

大型店の最新モデル



明倫通り店
2016年10月18日

●既存店の活性化策(店舗改装)

高柳店
2017年6月21日

小松城南店
2017年6月28日

大友店
2017年7月5日

大久保店
2017年7月28日



イートインコーナーから地域のコミュニティ機能へ



鮮度感を演出した陳列



季節を感じてもらおう品揃え

②商品戦略

▶新店・改装店での新マーチャンダイジングの展開

新規オープン及び建て替えオープン店での新たな取組み例



地元野菜コーナー、地元の港からの朝どれ鮮魚・活魚など生鮮の強化・拡充



スープバーや炊き立てご飯をその場で詰める「あったかご飯弁当」など、出来立てを感じて頂ける商品の提供



屋外テラスと直結するイートインコーナーの新設



五感をそそるライブ販売の実施

③顧客戦略

▶会員カードシステムの刷新による顧客満足度の向上

これまでの自社ポイントカードを2017年10月に刷新し、国内最大級の共通ポイント「Ponta（ポインタ）」と電子マネー「CoGCa（コジカ）」が利用できる「アルビスPontaカード」／「アルビスPontaカードプラス」に生まれ変わりました。当社店舗（北陸3県55店舗）及び店舗周辺の提携店舗に加え、全国で約14万店舗でポイントが「たまる」「つかえる」ことでポイントサービスの魅力アップとお客様の満足度の向上を図ります。

【アルビスPontaカード】



【アルビスPontaカードプラス】



④人材戦略

▶安心して働ける職場環境の向上、女性活躍の推進

育児、介護、通院等で制約を受ける社員に対して、働く場所・時間・業務に配慮した限定正社員の導入「えるぼし」の取得

▶長く活躍できる環境作り（定年の延長）

⑤基盤戦略

▶アルビスプロセスセンター（惣菜工場／生鮮加工工場）の建設



完成イメージ

5. 今後の出店戦略

当社は、三菱商事株式会社（以下、三菱商事）及び三菱商事が展開する有力な食品リテイル事業、グループ企業と緊密に連携し、中部地域をはじめとした北陸地域内外への出店拡大と、成長路線を支える商品面、物流面、業務面、サービス面等のチェーンストアオペレーション全般の事業基盤構築を推し進め、中長期的な事業拡大を図ることを目的として、各種事業連携を推進していきます。



6. 資金使途

食品スーパーマーケット業界を取り巻く環境は、オーバーストアが続く中、少子高齢化の急速な進展や雇用環境の変化による人員不足、業界の垣根を超えた競争、インターネットによる宅配の進展等により、経営環境は厳しさを増しております。

このような環境下、当社は、持続的な成長並びに安定した収益構造の確保に向けて、商品力、販売力の強化や業務効率化による生産性の向上、継続的な新規出店と既存店舗の活性化、積極的なM&Aの活用による更なる規模拡大及び各地域における確固たる地位の確立に努めてまいります。このような戦略の一環として、①販売物流体制の刷新を図るべくアルビスプロセスセンターの建設（平成29年11月10日公表）及び新基幹システムの導入、②平成32年3月期の中部エリアへの初出店を計画しており、今般の調達資金は以下三つの使途に充当することを予定しております。

- 1 アルビスプロセスセンターの建設資金
- 2 未進出地域である中部地域への新規出店のための設備資金
- 3 残額が生じた場合は、長期借入金の返済資金

これにより業務効率化による生産性の向上に加え、商品力、販売力の強化を図ると共に、未進出地域への事業拡大及び各地域における確固たる地位の確立を目指してまいります。

7. 連結経営指標等

●●● 営業収益

(百万円)



●●● 総資産額・自己資本比率

(百万円)

(%)



●●● 経常利益

(百万円)



●●● 自己資本利益率

(%)



●●● 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



●●● 1株当たり当期純利益金額

(円)



注1：営業収益は、売上高に不動産賃貸収入を加えたもので表示しております。

注2：営業収益には消費税等は含まれておりません。

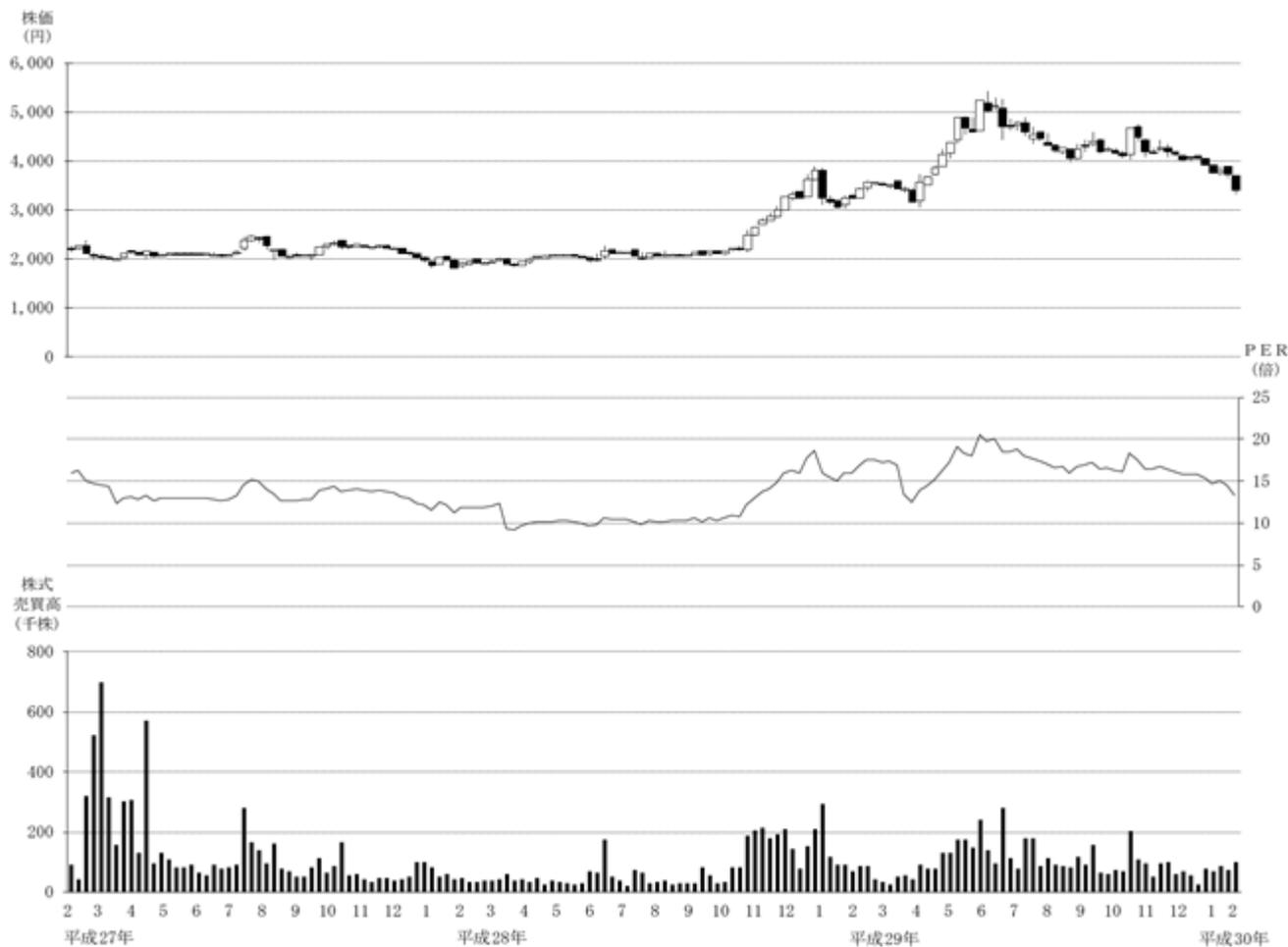
注3：平成26年8月1日付で5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、平成26年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額を算定しております。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成27年2月16日から平成30年2月9日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



(注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E Rの算出は以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{株当たり当期純利益 (連結)}}$$

平成27年2月16日から平成27年3月31日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成27年4月1日から平成28年3月31日については、平成27年3月期有価証券報告書の平成27年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成28年4月1日から平成29年3月31日については、平成28年3月期有価証券報告書の平成28年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成29年4月1日から平成30年2月9日については、平成29年3月期有価証券報告書の平成29年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成29年8月19日から平成30年2月9日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第50期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）平成29年6月23日北陸財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第1四半期（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日）平成29年8月10日北陸財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第2四半期（自平成29年7月1日 至平成29年9月30日）平成29年11月10日北陸財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第3四半期（自平成29年10月1日 至平成29年12月31日）平成30年2月9日北陸財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年2月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月29日に北陸財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年2月19日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。下記の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成30年2月19日）までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。下記の「2 事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成30年2月19日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 経営方針

当社グループは、『食を通じて地域の皆様の健康で豊かな生活に貢献します』を企業理念に掲げ、「食」の楽しみや喜びを通じて、健康で豊かな地域社会の実現に貢献してまいります。また、『より新鮮でより美味しく安全な商品をお値打ち価格でお届けします』を経営理念とし、新鮮で美味しく、安全・安心な食材の提供が必要であるという信念に基づき、お客さまの期待を裏切ることのない品質と価格を追求してまいります。

(2) 経営戦略等

当社グループの更なる業容拡大を実現するため、5つの戦略を掲げ、進めております。

店舗戦略

- ・目指す店舗フォーマットの整備
- ・岐阜にはじまる中部地区への出店

商品戦略

- ・新店・改装店での新MD（マーチャンダイジング）の展開

顧客戦略

- ・会員カードシステムの刷新による顧客満足度の向上

人材戦略

- ・安心して働ける職場環境の向上
- ・女性、高齢者が活躍できる環境作り（定年の延長）

基盤戦略

- ・物流センター、生鮮加工工場 / 惣菜工場の再構築

これらの戦略を進め、店舗、インフラ、人材育成へ積極的に投資を実施し、既存店の収益力の向上、M & Aによる外部成長の取り込み等の各施策により、持続的な成長を実現してまいります。

(3) 経営環境及び対処すべき課題と目標

当社グループが属する小売業界におきましては、少子高齢化の急速な進展や雇用環境の変化による人員不足、可処分所得の伸び悩み等により、経営環境は厳しさを増しております。当社グループは、競争に打ち勝つための強固な企業体質を実現するために次の課題に取り組んでまいります。

お客様満足度の向上

お客様の声に耳を傾け、魅了あふれる店で安心してお買物していただけるようにします。

従業員の活躍と成長を促す仕組み作り

一人ひとりが成長を実感し、高い意欲と向上心を持って活躍できる職場にします。

成長基盤の構築

店舗を支える業務・物流・情報システムを整備し、着実に成長します。

アルビスグループは、今後もお客様との信頼を大切に誠実な企業を目指すとともに、これらの課題を推し進め、業容の拡大に取り組んでまいります。

2 事業等のリスク

(1) 食品の安全性について

当社グループが取り扱う商品は主として食料品であり、安全・安心な商品の調達が出来るよう努めておりますが、社会全般の食の安全に対し信頼感を損ねるような問題が発生した場合、当社グループもその混乱に巻き込まれる可能性があります。

また、当社グループで製造・販売している惣菜、豆腐類、及び生鮮加工品についても、衛生管理上の不注意で食中毒などが発生する可能性があります。品質管理体制には万全を期しておりますが、万一発生した場合は当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 競争激化に関するリスク

当社グループは、地域に密着した食品スーパーマーケットを北陸3県に店舗展開しております。その商圈内において、同業他社の食品スーパーマーケットのほか、コンビニエンスストアやドラッグストアなどの参入が相次いでおり、業種・業態を超えた企業間競争が激化しております。当社グループとしては、競合他社の動向を把握するとともに、お客様のニーズに対応した店づくり、売場づくりを進めておりますが、今後さらに競合他社の出店が加速した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制のリスク

当社グループの事業活動は、食品衛生法、独占禁止法、JAS法、環境・リサイクル関連法規など各種の法令・規制等の適用、行政の許認可等を受けております。当社グループとしては、法令遵守の徹底に努めておりますが、これらの法令に違反する事由が生じた場合や許認可等が取消され又はそれらの更新が認められない場合には、事業活動が制限され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが行うショッピングセンター及び単独店舗の開発・運営事業は、まちづくり三法による規制を受けることとなります。このうち大規模小売店舗立地法では、売場面積が1千平方メートルを超えることとなる新規出店及び増床について、都市計画、交通、地域環境などの観点から地方自治体による規制が行われるため、申請前の環境調査や出店が環境に与える影響の予測などに一定の時間を要することが想定されます。そのため、出店計画にはこうした法的規制による影響を受ける可能性があります。

その他、都市計画法の改正により、郊外型の大型商業施設の立地規制が厳格に行われるため、県外流通資本との出店地の獲得競争がますます激化しており、当社グループの出店計画の遅延や出店費用の増加等の影響が懸念されます。

(4) 固定資産の減損に係る会計基準

当社グループでは財務の一層の健全化を図るため、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。今後、店舗等の収益性が悪化したり、保有資産の市場価格が著しく下落したこと等により減損処理が必要となった場合、当社グループの業績及び財政状況に影響が及ぼす可能性があります。

(5) 敷金及び保証金が業績に与える影響について

当社グループは店舗の出店にあたり、敷金及び保証金の差し入れを行っております。当連結会計年度末時点における敷金及び保証金は3,873百万円で、連結純資産19,278百万円の20.1%を占めております。貸借先の倒産等の事由により、敷金及び保証金の全部又は一部が回収できなくなった場合には、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材育成・確保に係るリスク

当社グループは直営店舗を積極的に出店することによって事業を拡大したいと考えております。短期間で多店舗の出店を行うためには経験豊かな店長や部門チーフ等を多数確保する必要があるため、新卒者の定期採用のほかに一定のキャリアのある中途入社社員を採用しております。社内においては幹部社員の人材育成に努めていますが、今後計画通りに人材を育成・確保できない場合には業務に支障をきたし当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害による影響について

当社グループの店舗は、北陸地方に集中展開しております。このため、大規模地震や風水害などの自然災害が同地方に発生した場合には、多数の店舗が被害を受ける可能性があり、当社グループの事業活動に著しい支障が生じ、財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 金利変動による影響について

当社グループは継続的に店舗の出店等に係る設備投資を行っております。これらの設備投資資金は主に金融機関からの借入に依存しており、当連結会計年度末における長期借入金残高（一年内返済予定を含む）は6,409百万円、短期借入金残高は400百万円であり、借入金の合計は6,809百万円となっております。このうち長期借入金については、ほぼ全額が固定金利で調達したものであるため金利変動の影響は受けませんが、今後の資金調達において、急激に金利が上昇した場合には当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 個人情報の保護について

当社グループは、お客様へのサービス向上を図るために新会員カードを導入し、カード会員の個人情報を保有しております。また、贈答品や販売促進、イベント企画において、申し込みの際の個人情報を一定期間保有しております。

これらの個人情報の管理につきましては、個人情報保護法に基づき、個人情報に関する規程の整備、従業員への教育を周知徹底し、また、情報システムのセキュリティ対策を行っておりますが、万一個人情報の流出が発生した場合には、当社グループの信用が低下し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

アルビス株式会社本社
（富山県射水市流通センター水戸田三丁目4番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。